

旅券(パスポート)の申請案内(書面申請)



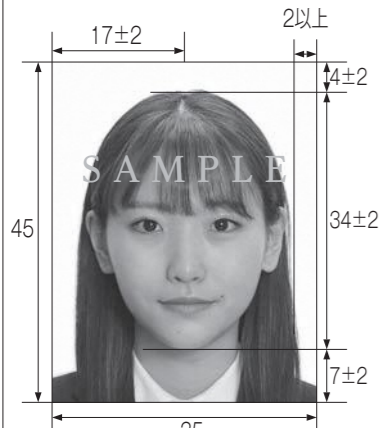
- ◆この案内は、旅券を窓口で申請する際(①初めて申請する場合、②前の旅券が期限切れの場合、③旅券の有効期間が1年未満となり切替える場合、④戸籍上の氏名又は都道府県名等の変更に伴い有効旅券を切替える場合)の要領を記載しています。(「山形県パスポート」で検索)詳しくは、県のホームページをご覧ください。
- ◆令和7年3月24日から、新規申請等もオンライン申請ができるようになりました。この場合、手数料をクレジットカードでお支払いすることもできます。お手持ちのスマートフォンで、WEBサイト「マイナポータル」から申請できます。

(令和7年3月24日改正)

(裏面に記入例あり)

●必要な書類と注意事項

ダウンロード申請書を用いた申請もできます。(「ダウンロード申請書」で検索)

<p>1 一般旅券発給申請書 1通 (申請書は旅券窓口にあります)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年旅券用と10年旅券用の2種類があります。 ・18歳以上の方は5年旅券と10年旅券のどちらかを選択できます。 ・18歳未満の方は5年旅券のみの申請となります。 				
<p>2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 (発行日から6か月以内のもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一戸籍の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で構いません。 ・2枚以上になっている戸籍謄本はそのまま外さずお持ちください。 ・有効期間内の旅券をお持ちの方で、戸籍上の氏名・都道府県名等に変更のない方は、省略できます。変更のある方は、前の旅券申請時から現在までの状況が確認できる戸籍謄本が必要です。(なお、戸籍謄本の提出が省略できる方も申請書には本籍地を記入する必要がありますので、事前に本籍地を確認してください。) 				
<p>3 写真 1枚 (6か月以内に撮影したもの) 写真は裏面に氏名を記入のうえ申請書に貼らずにお持ちください。 (単位:mm)</p>  <p>左右の端から2mmの部分は写りません。耳等が入らないようにご注意ください。 ※より確実な本人確認のため、眼鏡を外した顔写真を推奨します。</p>	<p>申請者本人のみ写っているもの(正面・無帽・無背景(背景色は白色をおすすめします。)) たて4.5cm×よこ3.5cm(ふちなし)で左記の寸法を満たすもの。カラーでも白黒でも可。 (注)裏面に氏名を筆圧弱く記入してください。個人が撮った写真で基準を満たしていないものは不可。</p> <p>※不適当な写真の例 撮り直ししていただく場合がありますので十分注意してください。 <u>不適当な写真の場合、顔認証ゲート等の機械認証を通過できない可能性があります。また、入国審査において入国を拒否される可能性があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の寸法等の規格を満たしていないもの。 ・顔の大きさが規格に合わないもの(大きすぎ・小さすぎ等)。 ・不鮮明な(焦点・ピントがあっていない)もの。顔や背景に影があるもの。顔にてかりやムラがあるもの。 ・明るさやコントラストが適切でないもの。 ・背景と人物の境目がわかりにくいもの。 ・背景に椅子等があるなど、無背景でないもの。背景に柄模様やグラデーションがあるもの。 ・実際の容姿と著しく異なるもの(例えば、口を開き歯が必要以上に見えているもの)。 ・目を大きく見せたり、美白処理、ほくろの修正等をしているもの。左右反転しているもの。 ・目の周辺に髪の毛、マスク、メガネ、つけまつげ、まつげエクステンション等の一部やその影が入っているもの。 ・色付き眼鏡や眼鏡のレンズに光の反射や影がある等、目元がわかりにくいもの。 ・眼鏡のフレームが目にかかっているもの。 ・カラーコンタクトやディファインを装着しているもの。 ・顔の輪郭が隠れているもの。 ・装飾品(イヤリング、ピアス、ヘアピン、カチューシャ等)で、目、耳、鼻、唇等が隠れているもの。 ・帽子やヘアバンドなどで頭髮を覆っているもの。カツラ(ウィッグ)等で実際の容姿や雰囲気が変わるもの。 ・変色しているもの。傷や汚れのあるもの。 ・デジタル写真の場合、ノイズ(画像の乱れ)、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ模様)があるもの。 ・写真専用紙以外を使用したもの。または、画質が適切でないもの。 <p>※参考 パスポートセンターで申請される場合は、霞城セントラル内や近くの写真を撮ることができる所を紹介できます。総合支庁等で申請する場合は、事前に準備してください。</p>				
<p>4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可) (代理で提出する場合は、申請者本人の本人確認書類のほか、代理人の本人確認書類も必要です。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(②の組み合わせ例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資格確認書と年金手帳 ○資格確認書と学生証 ○(小学生以下の方は)資格確認書と母子手帳 </div>	<p>① 1点で確認できる書類 有効な日本国旅券(失効後6か月以内も可)、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁(独立行政法人、特殊法人等を含む)の職員の身分証明書(写真のあるもの)、写真付き身体障がい者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)等</p> <table border="1" data-bbox="400 1533 1415 1774"> <tr> <td data-bbox="400 1533 593 1648"> <p>② 2点での確認が必要な書類 (①の書類がない場合) (イ+ロ) 又は (イ+イ)</p> </td> <td data-bbox="593 1533 1415 1648"> <p>(イ) 資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合制度)、介護保険被保険者証、国民年金・厚生年金・船員保険の年金手帳(証書)、印鑑登録証明書(登録印鑑もご持参ください) ※令和6年12月2日時点で、手元にある保険証は最長1年間使用できます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1648 593 1774"> <p>(ロ)</p> </td> <td data-bbox="593 1648 1415 1774"> <p>母子手帳(小学生以下に限る)、学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書(いずれも写真が貼ってあり、生年月日の記載のあるもの)、療育手帳、失効旅券(失効後6か月を経過したもの)、本籍地市町村発行の身分証明書、在学証明書、直近の納税証明書(所得税・住民税に限る)等</p> </td> </tr> </table>	<p>② 2点での確認が必要な書類 (①の書類がない場合) (イ+ロ) 又は (イ+イ)</p>	<p>(イ) 資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合制度)、介護保険被保険者証、国民年金・厚生年金・船員保険の年金手帳(証書)、印鑑登録証明書(登録印鑑もご持参ください) ※令和6年12月2日時点で、手元にある保険証は最長1年間使用できます。</p>	<p>(ロ)</p>	<p>母子手帳(小学生以下に限る)、学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書(いずれも写真が貼ってあり、生年月日の記載のあるもの)、療育手帳、失効旅券(失効後6か月を経過したもの)、本籍地市町村発行の身分証明書、在学証明書、直近の納税証明書(所得税・住民税に限る)等</p>
<p>② 2点での確認が必要な書類 (①の書類がない場合) (イ+ロ) 又は (イ+イ)</p>	<p>(イ) 資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合制度)、介護保険被保険者証、国民年金・厚生年金・船員保険の年金手帳(証書)、印鑑登録証明書(登録印鑑もご持参ください) ※令和6年12月2日時点で、手元にある保険証は最長1年間使用できます。</p>				
<p>(ロ)</p>	<p>母子手帳(小学生以下に限る)、学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書(いずれも写真が貼ってあり、生年月日の記載のあるもの)、療育手帳、失効旅券(失効後6か月を経過したもの)、本籍地市町村発行の身分証明書、在学証明書、直近の納税証明書(所得税・住民税に限る)等</p>				
<p>5 前回取得した旅券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、旅券を取得したことのある方は、最後に取得した旅券を持参してください。 ・有効期間内の旅券を切替える場合は、申請時に有効な旅券の提示が必要です。 なお、有効な旅券は、交付時に返納していただきます。(残りの期間は失効します。) 				
<p>6 その他 ・新たに旅券が発給されるたびに旅券番号は変わります。 ・申請後の取り下げはできません。</p>	<p>◆山形県に住民登録していない方の旅券申請(居所申請)、申請には必ずご本人がお越しください。 ○他都道府県に住民登録があり、県内に居所を有している方の申請 上記の書類のほか、住民票(発行後6か月以内のもの)及び山形県内に住んでいることを証明する書類(直近の消印のある郵便物や公共料金請求書、学生証など)が必要になります。 ○一時帰国の方(日本国内に住民登録のない方)の申請 一時帰国であることを証明する書類(永住、長期商用などの査証、外国人登録証、永住証明書など)が必要です。</p>				

●申請上の注意

○本人が申請に来られない場合(代理提出)

- 旅券申請は、申請者本人がご自身で行うのが原則ですが、申請者の指定する方が代わって提出することもできます。(旅券を損傷した方、紛失・焼失した方、居所申請の方、一時帰国の方、刑罰等関係の欄で「はい」に該当する方は、代理提出はできません。)
- 1)本人申請の際の必要書類の他に**代理人の本人確認書類**(本人、代理人とも原本)が必要になります。
 - 2)(申請書裏面の)「**申請書類等提出委任申出書**」に、**申請者本人と引受人(代理人)の記入**が必要です。
 - 3)10人以上の代理提出の場合は、事前に予約が必要です。予約のない場合、当日受付できないこともあります。

○有効な旅券を紛失(焼失)した場合

本人(代理は不可)による紛失(焼失)届の手続きが必要となります。(写真1枚が必要)

○刑罰等関係の欄で「はい」に該当する方

申請(代理は不可)に加え別の手続きも必要となりますので、あらかじめ**パスポートセンター**(☎023-647-2566)にお問い合わせください。

○旅券の氏名や本籍(都道府県)に変更があった場合、又は査証欄の余白がなくなった場合

残存有効期限同一旅券(残っている有効期間がそのまま継続)の申請、又は新たな旅券(有効期間10年又は5年)の申請のいずれかを申請することができます。

○未成年者(申請時18歳未満の方)の旅券申請

申請書(裏)の「法定代理人署名」の欄に親権者(父または母)の署名が必要です。切替申請で戸籍謄本が省略できる場合でも、申請者と親権者の姓が違う場合などは、戸籍謄本等を確認させていただく場合があります。

●旅券の受領

申請日から6か月以内に旅券を受領しないと失効します。
この場合、次回申請時に通常より高い手数料を徴収する場合があります。

○**本人の受領** 旅券のお受取りは必ず**申請者本人**がおいでください。代理受領はできません。
幼児の場合は、法定代理人等がお子様と一緒においでください。

○**交付までの日数** 新規申請の場合、申請日を1日目と数え、土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除いて、**パスポートセンター**では**9日目**から、総合支庁等では**12日目**からお渡しできます。

○**手数料** 旅券を受取る際に、山形県収入証紙と収入印紙で納めてください。

旅券の種類	山形県収入証紙	収入印紙	計
10年間有効旅券	2,300円(※)	14,000円	16,300円
5年間有効旅券(申請者が12歳以上の場合)	2,300円(※)	9,000円	11,300円
5年間有効旅券(申請者が12歳未満の場合)	2,300円(※)	4,000円	6,300円
残存有効期間が同一の旅券	2,300円(※)	4,000円	6,300円

※オンライン申請の場合、1,900円となります。

(12歳の誕生日の前々日)までの申請の場合)

◆パスポートセンターでは山形県収入証紙及び収入印紙のセットを1階のコンビニで、総合支庁(西置賜を除く)及び酒田市役所では売店等で取り扱っています。
お支払いは現金のみです。詳しくは交付窓口で確認ください。

●旅券窓口

不明な点は下記の窓口にお気軽にお問い合わせください。

山形県パスポートセンター	〒990-8580 山形市城南町1-1-1霞城セントラル2F ☎023-647-2566
※申請・交付の方には霞城セントラルパーキング又は山形駅東口交通センター駐車場の駐車券を持参いただければサービス券を交付します。 (交付は、申請手続の完了時(1時間分)と旅券の交付時(30分)のみに限定させていただいております。)	
村山総合支庁西村山地域振興局旅券事務室(1階)	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 ☎0237-86-8197
村山総合支庁北村山地域振興局旅券事務室(1階)	〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 ☎0237-47-8607
最上総合支庁旅券事務室(1階)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1218
置賜総合支庁旅券事務室(1階)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-26-6001
置賜総合支庁西置賜地域振興局旅券事務室(1階)	〒993-8501 長井市高野町2-3-1 ☎0238-88-8202
庄内総合支庁旅券事務室(1階)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5408
※鶴岡市、酒田市、天童市に住民登録されている方は、住民登録のある市役所又はパスポートセンターでの申請・交付になります。	
鶴岡市役所本所市民課(1階)	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 ☎0235-25-2111(内線140)
(各地域庁舎でも申請を受付けます。)	
酒田市役所市民課(1階)	〒998-8540 酒田市本町2-2-45 ☎0234-26-5723
天童市役所市民課(1階)	〒994-8510 天童市老野森1-1-1 ☎023-654-1111(内線717)

業務時間(申請は審査に時間がかかりますので16時頃までに来所されるようお願いいたします。)

パスポートセンター(土曜日と祝日は休み)	総合支庁(庄内・最上・置賜)・総合支庁地域振興局(西村山・北村山・西置賜)
申請: 月～金 9:00～17:00	申請: 月～金 9:00～17:00 交付: 月～金 9:00～17:00
交付: 月～木 9:00～18:00 金・日 9:00～17:00 (日曜日の交付は、パスポートセンターでのみ実施)	鶴岡・酒田・天童市役所 申請: 月～金 8:30～17:15 交付: 月～金 8:30～17:15

(裏面に記入例あり) 祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)・年末年始(12/29～1/3)は休みです。

記入例と注意事項

ダウンロード申請書の場合も同様に入力、記入ください。

- 申請書は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- 黒又は濃い青のボールペンやインクで指定の枠内に記入してください。(消えるボールペンや裏書きするペンは使用不可) **鉛筆等での下書きはしないでください。**
- 記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。(訂正印不用・修正テープ等の使用不可)
 - ①～③の箇所は、必ず申請者本人が記入又は訂正してください。本人以外の方が記入又は訂正することはできません。
 - なお①「所持人自署」欄の署名を書き損じた場合(枠からはみ出し、なぞり、かすれ等を含む)には、訂正ができないので、新しい申請書に書き直してください。

※申請書には、5年用と10年用とがありますので、記入する前に確認してください。

1 所持人自署欄について
この署名はパスポートに転写されます。

1) 申請者本人が自筆で記入してください。

- [注意] 次のものは受付できません**
- 枠からはみ出しているもの
 - 二度書きしているもの
 - インクが薄いもの
 - ニジミやカスレがあるもの

〈例〉 **山田 一郎**

または **Ichiro Yamada**

2) 小学生などでひらがなが書ける場合は、本人が署名してください。

〈例〉 **やまだ たろう**

3) 申請者が幼児等で、署名が困難な場合は、法定代理人が代筆し、下記例のとおり、代筆者氏名と申請者との関係も記入してください。

〈例〉 **山田 花子**
山田 一郎(父)代筆

または **Hanako Yamada**
by V. Yamada (Father)

4) 体が不自由等の理由で署名が困難な場合は、窓口にご相談ください。

住民基本台帳法上の住所地以外に住んでいる方が申請する場合に、住んでいる所(居所)を記入してください。

一般旅券発給申請書 **5年用**
(18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日: 年 月 日 受理番号: □□□□□□□□□□

窓口記入欄: この枠内には記入しないでください。

有効期間: 5年 10年 発行年月日: 年 月 日 交付年月日: 年 月 日 旅券番号: □□□□□□□□□□

写真: 写真は貼らずにお持ちください。注意: 1.申請者本人のみ、2.6ヶ月以内に撮影したもの、3.正面、無帽、無背景、4.縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から額までが34mm±2mm)。*提出された写真は旅券に転写されます。*裏面に氏名を記載してください。(枠が足りない場合は窓口申し出てください。)

氏名(左詰めで記入): **ヤマダ イチロウ** (カタカナで記入。濁点及び半濁点は「・」「ハ」等と記入してください。)

姓(戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください) 名: **山田 一郎**

ヘボン式ローマ字 姓 **YAMADA** 名 **ICHIRO**

性別: 男 女 生年月日: 年 月 日 (年月日が一桁の場合は0を記入) (該当する枠内にV印を記入してください)

本籍: **東京都 千代田区霞ヶ関2丁目2番** (都道府県名を左詰めで記入してください) (市区郡以下を記入してください)

所持人自署(この署名は旅券にそのまま転写されます): **山田 一郎** (枠からはみ出さないように署名してください)

旅券番号: **TE1234567** 発行年月日: **19960905** (西暦で記入)

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください: **SUZUKI**

この申請書を提出する日の年齢: **満(50)歳** (18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」を必ず記入してください。 ※3日以内に紛失(盗失)届出を行っている場合は、枠内にV印を記入してください。)

住所: 〒990-0827 **山形市城南町一丁目1番1号** 電話: **023(647)0000**

緊急連絡先: 氏名 **山田路子** 申請者との関係 **妻** 電話 **023(647)0000**

※次の各事項に該当しているか否か、□にV印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい いいえ

2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ

3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 はい いいえ

4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ

5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ

6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用された外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

外国籍の有無: 有 無

外国籍の父又は母の子として出生 有 無

外国での出生 有 無

外国人との婚姻又は養子縁組 有 無

帰化申請又は国籍取得届出 有 無

外務省コード欄: 03 13条 10 別名併記 14 離外確認 0A 別人 0C 解除 0E 職権 0F 特例1 0K 特例3 04 別立地域 11 非ヘボン 15 離外表示 0B 失効 0D その他訂正 0G 再作成 0 特例2

(別記第2号様式) 用紙の大きさはA4

ヨミカタは、正確にカタカナで記入してください。濁音・半濁音は、同じマス内に記入してください。

〈例〉 **ダ、ガ**

申請者本人が戸籍どおりの字(楷書体)で正確に記入してください。

該当するところに、V印、生年月日は2ケタで記入してください。

〈例〉 3月⇒03月

過去に申請後の旅券の未受領及び所持歴の有無についてレ印をつけてください。

有効旅券をお持ちの方は必ず記入してください。旅券の期限が切れた方は、最後に取得した旅券について記入してください。

前回旅券が旧姓の場合は、旧姓をローマ字で記入してください。

18歳以上の方で5年用旅券をご希望の場合()内に5を必ず記入してください。18歳未満の方は、記入不要。

自宅の電話のほか、勤務先等、日中連絡のとれるところの電話番号を記入してください。未成年者等の場合は、法定代理人のうちで日中連絡のとれるところの電話番号を記入してください。

18歳以上の方で5年用旅券をご希望の場合()内に5を必ず記入してください。18歳未満の方は、記入不要。

3 必ず申請者本人が各項目をよく読んであてはまる方にV印をつけてください。「はい」にV印をつけた方は必ず事前にお申出ください。申出先⇒山形県パスポートセンター TEL:023-647-2566

住民登録している住所どおり、アパート名・部屋番号もれなく記入してください。

氏名 ローマ字欄はヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。

☆ヘボン式ローマ字のうち、次の字は特に誤りやすいので注意してください。

し SHI	しゃ SHA	ちゃ CHA	じゃ JA	じ・ぢ JI
ち CHI	しゅ SHU	ちゅ CHU	じゅ JU	ず・づ ZU
つ TSU	しよ SHO	ちょ CHO	じよ JO	りよ RYO
ふ FU				

発音:M・B・Pの前の「ん」はNでなくMを置く。(例)なんば NAMBA
促音(小さい「っ」):子音を重ねる。(例)はっとり HATTORI
長音(のばす音):表記しない。(例)おた OTA ようこ YOKO

— パスポートの氏名の表記 —

パスポートの氏名は、原則ヘボン式ローマ字で表記します。ヘボン式表記で支障等があり、非ヘボン式での表記を希望される方は窓口にご相談ください。

※氏名の表記は、一度選択すると、その後は変更できません。

※家族の姓の表記は統一する必要があります。事前にご家族の旅券の表記をお確かめください。

出発予定日 令和 ○年 ○月 ○日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び航路(具体的)を記入してください。 (刑罰等関係欄で「はい」に該当する方は記入してください。)

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国籍: □ 日本 □ 外国 □ その他 (最大31文字まで(別名を含む))

注:旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、～など)や、数字(日語など)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣殿 令和 ○年 ○月 ○日

在外大使 総領事殿

法定代理人(親権者、後見人など)署名

4 申請者が未成年(18歳未満)の場合は法定代理人の署名が必要となりますので、必ず法定代理人ご本人が自筆で署名してください。

法定代理人が遠隔地において署名困難な場合には同意書添付による申請も可能ですので、窓口にご相談ください。

※法定代理人とは、未成年者の場合は親権者である父、母(養子の場合は養親)または後見人をさします。

本人確認欄: (1点でよい書類) 日本国旅券 運転免許証 個人番号カード 海技(1級) 戦傷病者手帳 宅建取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 船員免許証 免許証(運転) 免許証(運転) 免許証(運転) 免許証(運転)

申請書類等提出委任申出書

3 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

申請者記入 令和 ○年 ○月 ○日

引受人氏名 **山田路子** 申請者との関係 **妻**

引受人住所 **山形市城南町一丁目1番1号**

引受人記入 私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの、(又は適正な代筆)であることを及び写真が本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。

令和 ○年 ○月 ○日 連絡先電話番号 **023(647)0000**

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 ○年 ○月 ○日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)

申請日を記入

4 申請者が未成年(18歳未満)の場合は法定代理人の署名が必要となりますので、必ず法定代理人ご本人が自筆で署名してください。

法定代理人が遠隔地において署名困難な場合には同意書添付による申請も可能ですので、窓口にご相談ください。

※法定代理人とは、未成年者の場合は親権者である父、母(養子の場合は養親)または後見人をさします。

[代理提出のときに記入]
なお、未成年者の申請書を法定代理人が代理提出する場合は、この申出書を書く必要はありません。

3 必ず申請者本人が記入してください。

必ず、代理提出を引受けた方が記入してください。代理の方の本人確認資料が必要になります。